

令和 8 年度～令和 10 年度

栗東市水源地施設等運転・維持管理委託業務

特 記 仕 様 書

第 1 条（業務箇所）

保守点検、保安点検を行う施設は次のとおりである。

1) 管理施設

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ①栗東市 十里 7 2－2 | 十里水源地施設 |
| ②栗東市 出庭 1 7 0 8 他 | 出庭水源地施設 |
| | 出庭 2、3 号深井戸取水設備 |
| ③栗東市 上砥山 1 8 0 0－2 4 | 金勝水源地施設 |
| | 金勝 1、2 号深井戸取水設備 |
| ④栗東市 上砥山 3 0 4－2 | 第一高区受水池施設 |
| ⑤栗東市 荒張 9 8 5－5 | 第四加圧ポンプ場施設 |
| ⑥栗東市 安養寺 8 6－5 | 低区配水池施設 |
| ⑦栗東市 井上 4 6 4－3 他 | 第 2 加圧ポンプ場・配水池・受水池 |
| ⑧栗東市 荒張 6 2 8－2 他 | 第 3 加圧ポンプ場・配水池 |
| ⑨栗東市 観音寺 3 5 2－2 他 | 観音寺水源地施設 |
| ⑩栗東市 荒張 2 7 3－1 | 成谷加圧ポンプ場（※週 2 回） |

2) 毎日検査採水場所

- | | |
|---------------|-------------------|
| ①十里水源地の散水栓 | ⑧浅柄野、井原宅屋外洗面所 |
| ②美里公園散水栓 | ⑨大日設備の散水栓 |
| ③野洲川体育館の散水栓 | ⑩パレットミルの散水栓 |
| ④出庭水源地の散水栓 | ⑪成谷集会所の散水栓 |
| ⑤各水源地の取水井戸 | ⑫第一高区ポンプ場内蛇口 |
| ⑥金勝水源地内の蛇口 | ⑬低区配水池内散水栓 |
| ⑦第四加圧ポンプ場内洗面所 | ⑭成谷加圧ポンプ場（※週 2 回） |

第 2 条（業務内容）

1) 運転監視の内容は、次のとおりとする。

- ①水源地・ポンプ場等設備の運転管理をおこなうため、栗東市安養寺地先の低区配水池内事務室を使用して必要な対応をおこなう。

2) 保守点検の内容は、次のとおりとする。

- ①水源地施設（膜ろ過を含む。）、加圧ポンプ施設、配水池施設の計器、機械ポンプ設備の保守・定期点検及び施設内の清掃、浄水池及び給水末端の水道水の簡易水質検査（毎日検査：色濁り及び消毒残留効果の確認と臭気試験、味試験（原水除く））
- ②出庭水源地内 2 箇所、十里水源地 1 箇所、金勝水源地 1 箇所の魚類飼育状況の

確認と異常がある場合の発注者への通報。

- ③出庭水源地内ストレーナを目詰まりの状況に応じて定期的に清掃する。
- ④出庭水源地内天日乾燥床の切替作業。
- ⑤水質検査による採水業務補助作業。
- ⑥観音寺小型浄水装置の維持管理等を行う。
- ⑦観音寺水源地内ストレーナを目詰まりの状況に応じて清掃する。
- ⑧観音寺水源地の取水口について、降雨の状況に応じ適時除砂作業を行う。
- ⑨観音寺水源地内小型浄水装置の沈殿槽等を定期的に清掃を行う。
- ⑩第4加圧ポンプ場の3号送水ポンプ（予備）の保守運転を行う。
- ⑪自家発電装置の毎日点検を行う。
- ⑫運転に必要な薬品の調達を行う。
（別紙1 水道用次亜塩素酸ナトリウム（有効塩素12%以上）調達要領に示す業務）
（別紙2 水道用ポリ塩化アルミニウム（PAC 10%液）調達要領に示す業務）
（別紙3 薬品調達業務）
- ⑬薬品、オイル等の残量確認とその補給。
- ⑭水源施設等の運転マニュアルを作成するとともに、ポンプ等機械設備定期点検計画書を作成し、それに基づき定期点検を行い機器の保全に努める。
- ⑮その他、日常管理上必要と思われる作業。

3) 保安点検の内容は、次のとおりとする。

- ①事故、故障等を起こさないため、日頃から正常な設備機器の運転状況を十分に把握、理解し、設備の緊急故障通報の連絡が入ったときは、いち早く現場に急行し適切な対応を行う。（必要なときは、監督職員に連絡をとる）
- ②夜間時間帯の22時と3時を目安とし、2回パトロールを行い、水源地施設の取水口ピット、浄水池マンホール、施設通用門等の施錠確認を行い、不審者、不審車両等の確認及び必要に応じて市職員等への通報を行う。
- ③その他、保安管理上必要と思われる作業。

4) その他業務の内容は、次のとおりとする。

- ア. 管理施設の除草等の環境整備を行う。
（別紙4 実施要領に示す業務）
- イ. 排水池内の清掃業務を行う。
（別紙5 実施要領に示す業務）
- ウ. 自家用電気工作物の保安管理業務を行う。
（別紙6 実施要領に示す業務）
- エ. 小規模修繕補修業務を行う。（施設の適正な管理、設備保全を確保するための業務であり、事前に協議の上、決定するものとする。1件あたり、150万円以下で合計450万円とし、受注者の責任において行うこと）
- オ. 発注者が別に発注する点検等の現場対応
- カ. 緊急時の対応（応援要員による現場作業など）
- キ. その他、発注者が必要とする業務

第3条（作業等時間帯及び連絡）

作業時間帯については、共通仕様書のとおりであるが、平日8時30分までには必ず上下水道課浄水係職員に保守点検、保安点検に関する点検表及び日報を提出すること。

但し、土日、祝祭日であっても保守点検、保安点検において緊急を要する異常があった場合には必ず、浄水係職員に連絡すること。

第4条（業務期間）

業務期間については、契約書記載のとおりで、契約締結後、監督職員が指定した日から4月30日までは研修期間とし、浄水係職員に同行して保守点検を行うこと。また、業務につき必要と思われる施設の保守、故障対応作業については、監督職員より事前連絡のあったときは、作業に従事すること。

但し、前年度と同様の者が落札した場合は、研修がないものとする。

第5条（総括責任者資格）

業務に従事する者の内1名は、総括責任者となり、それに伴う資格要件は、次の項目全てに該当するものであること。

- 1) 水道技術管理者の資格を有していること
- 2) 水道施設管理技士（浄水2級以上）の資格を有していること
- 3) その他、危険物取扱者（乙種第4類）、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者、第2種電気工事士の資格のいずれかを有していること

第6条（副総括責任者資格）

業務に従事する者の内1名は、副総括責任者となり、統括責任者を補佐する。それに伴う資格要件は、次の項目全てに該当するものであること。

- 1) 水道技術管理者の資格を有していること
- 2) その他、水道施設管理技士（浄水3級以上）、危険物取扱者（乙種第4類）、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者、第2種電気工事士の資格のいずれかを有していること

第7条（業務従事者資格）

業務従事者は、次の各号に掲げる資格のいずれかを有していなければならないものとする。ただし、発注者が認めた場合はその限りではない。

- 1) 電気主任技術者（第3種）
- 2) 水道施設管理技士（浄水3級）
- 3) 危険物取扱者（乙種第4類）
- 4) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- 5) 第2種電気工事士
- 6) 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者

栗東市 水源地等水道施設位置図

